

# 税務キャッチ・アップ

## 法人税関係

### エネルギー需給構造改革推進設備等と証明制度

#### 1 はじめに

我が国における電力供給体制への信任が揺らいだ現在、企業がその使命を果たしていくためには、省エネ・新エネ設備等への投資が急務となってきている。

本稿においては、これらの分野への投資促進を支援してきたエネルギー需給構造改革推進投資促進税制(以下「エネ革税制」という)について実務上の留意点を検討する。

#### 2 制度の概要

##### (1) 適用期限

平成21年度の税制改正において、エネ革税制に即時償却制度が2年間の時限措置として設けられた。平成23年3月31日がその期限であったが、他の租税特別措置とともに6月30日まで延長された(国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律2)。

一方、平成23年3月31日をもって廃止する方向にあったエネ革税制の特別償却や法人税額の特別控除は、現行法では適用期限が平成24年3月31日と規定されている(措法42の5①)。

##### (2) 特別償却と税額控除

青色申告書を提出する法人が、平成4年4月1日から平成24年3月31日までの期間内に新品のエネルギー需給構造改革推進設備等の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という)を

して、その取得等をした日から1年以内に事業の用に供した場合には、一定の要件の下に、基準取得価額の30%の特別償却と基準取得価額の7%の税額控除とを選択適用することができる。ただし、税額控除が選択できるのは中小企業者等のみとなる(措法42の5①・②)。

また、税額控除限度額は、当期の法人税額の20%であり、控除限度超過額は1年間繰り越すことができる(措法42の5③・④)。

##### (3) 即時償却

平成21年4月1日から平成23年6月30日までの間に新品のエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして、その取得等をした日から1年以内に事業の用に供した場合における特別償却限度額は、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされている(措法42の5⑥)。

#### 3 実務上の留意点

##### (1) 証明制度

告示で指定されている適用対象資産のうち、別表1「エネルギー有効利用製造設備等」、別表2「エネルギー有効利用付加設備等」及び別表3「電気・ガス需要平準化設備」については、エネ革税制の活用を促進する観点から、メーカー等の関係事業者団体がこれらの設備の仕様に

ついて証明書を発行している。税務上の添付要件は設けられていないが円滑な事実認定を行うために有効な仕組みといえよう。

一方で、別表5「エネルギー使用合理化設備」は所管行政庁が確認した旨を証する書類、別表6「エネルギー使用制御設備」は経済産業大臣が確認した旨を証する書類を、確定申告書等に添付することにより証明することが求められているので留意されたい(措令27の5⑩、措規20の2③)。

なお、別表4「新エネルギー利用設備等」については、このような証明制度は設けられていないため、契約書・見積書・仕様書等を整備しておくことが求められよう。

##### (2) 所有権移転外リース取引

所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる適用対象資産は、特別償却や即時償却は適用されないが、税額控除は適用されるため、中小企業者等については留意する必要がある(措法42の5⑧)。

#### 4 おわりに

電力不足への迅速な対処には新しい発想が求められている。とはいえ、既にあるエネ革税制についても証明制度を見落とすことなく着実に活用を図りたい。

(右山研究グループ)  
税理士 杉山 一紀